

## **[事案 26-177] 配当金支払請求**

・平成 27 年 8 月 28 日 裁定終了

### **<事案の概要>**

募集時の配当金についての説明不足を理由に、既払込保険料と満期時受取額の差額等の支払いを求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

昭和 59 年 11 月に契約した定期保険特約付養老保険について、以下の理由により、既払込保険料と満期時受取額の差額および、提案書記載の金額の 8 割と満期時受取額の差額を支払ってほしい。

- (1) 契約の際、募集人に、貯蓄性を重視していることを伝えていたが、募集人からは、元本割れの危険性や受取金額が変動することについて一切説明がなかった。
- (2) 保険会社が、自分に対し、契約時またはバブル崩壊後直ちに、元本割れや配当金がゼロとなる可能性があることを適切に説明していれば、自分は、本件契約をしない、または、本件契約を解約することもでき、被害も少なかったはずである。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 当社は、契約者に対し、積立配当金額および満期配当金額について提案書に記載した金額を支払うことを約束したことはない。本件契約についても、本件提案書に記載された「満期時お受取総額」と「満期時積立配当金プラス満期配当金」はいずれも概算表示になっており、「記載の積立配当金額・満期配当金額については、パンフレットにもご説明のとおり、今後変動することがあります。従って、将来のお支払額をお約束するものではありません。」と明記されている。
- (2) また、本件契約の配当金の支払いが開始した昭和 61 年以降、各事業年度の積立配当金の金額、当年度配当金の金額および作成日現在の適用利率を申立人に毎年通知している。
- (3) 本件契約は財産形成のみを重視したのではなく、死亡・高度障害に対する保障と医療保障も兼ね備えたものであり、申立人は、満期時に養老保険部分の既払込保険料よりも 100 万円以上多い金額を受け取っている。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人に対して、募集人の説明内容に不適切な点があったかどうかなど契約時の状況を把握するため事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、配当金の多寡が変わってくるのは当然のことであり、保険会社の責任に帰すべき事柄ではなく、募集人の対応にも不適切な点は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して業務規程第 37 条にもとづき手続を終了した。